令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得サポート事業

処遇改善加算取得を 個別訪問により支援します!

群馬県社会保険労務士会が

「福祉・介護職員等処遇改善加算」取得をサポートします。 (新規算定及び上位区分取得時)

県内の障害福祉サービス事業所の82%_{*1}が処遇改善加算等を取得し、基本給のアップに取り組んでいます。

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算が一本化され、加算率の 引き上げが行われました。

人材の採用、定着を図るためにも、この機に従業員の賃金を改善 しましょう! ※1福祉·介護職員等処遇改善加算を取得(R7.6時点 県調査)

個別訪問によるサポート

社会保険労務士が事業所に訪問し、加算の取得に係る助言、 計画書の作成補助を行います。 申込方法 ▶裏面へ

	中心月四 表面 、	
対象事業所	訪問支援回数・時間	費用
処遇改善加算の新規取得、 上位区分取得を検討中の 県内の障害福祉サービス 事業所、障害者支援施設、 障害児通所支援事業所、 障害児入所施設等 ※中核市所在を含む ※加算未取得の事業所を優先	・賃金体系未作成事業所 最大4回 (1回あたり2.5時間程度) ・賃金体系作成済の事業所 最大4回 (1回あたり1.5時間程度)	無料

【相談窓口】群馬県社会保険労務士会 TEL:027-253-5621

群馬県障害政策課委託事業

令和7年度 群馬県処遇改善加算取得サポート事業 (障害)

提出先:群馬県社会保険労務士会 Fax 027-253-5679

個別訪問支援申込書

記入日 令和 年 月 日

	法人名								
	法人代表者								
	(フリガナ)								
	申込者名								
TEL FAX									
Mail									
※事	業所番号が同一	こついて、記載してください。 -で、サービス区分の異なる加算算定対象サービスを一体 られる場合は同一事業所とみなしますので、サービス種別				業規則が近	適用される	3等、労務	
	事業所名			事業所	番号				
事 業 所 1	サービス種別	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設							
	所在地	労働			数			人	
	事業所名	事業			番号				
事 業 所 2		居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設							
	所在地	労働			-数			人	
	事業所名				業所番号				
事 業 所 3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練 (機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設								
	所在地	労働			者数 人			人	
	事業所名	事業所		事業所	番号				
事 業 所 4	サービス種別に〇	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設							
	所在地	为 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			数			人	
事前	確認項目	具体的な内容(該当する□に✔をしてください。支援時間	間の目安に	します。)					
1	福祉・介護職員	員等処遇改善加算を取得している。 □ □	いいえ		tい、よ	り上位の図	区分を算足	定したい	
(2)		者が10人未満の事業所で就業規則作成義務がない場合、就業規	見則に代わる	内規等や		はい		いいえ	
	賃金規定)を整備してある。 職位、職責、職務内容等に応じた任用要件を整備してある。					はい		いいえ	
0		、職務内容等に応じた賃金体系を整備してある。				はい		いいえ	
	訪問相談希望日					.5		/ C	
	第1希望日	月 日 時~ 時 第2名	5望日		月 [诗~	 時	
	第3希望日 第3希望日	月日時~時第4者					 诗~		
※提	出日より7日以降	その日付で、複数日時を記載してください。調整後、日程決定の 最大2.5時間程度の支援となります。2回目以降の訪問日は、初日	の連絡をいた						